

足場からの墜落・転落災害防止の充実を図るため労働安全衛生規則が改正されます！

○ 建設業においては、今なお年間100人程度の労働者が墜落・転落災害によって死亡していることから、足場からの墜落・転落災害防止の充実を図るため下記のとおり労働安全衛生規則が改正されました。

1 一側足場の使用範囲を明確化

主に狭い現場で使用される一側足場については、その構造上、安衛則に定める手すりの設置等の墜落防止措置が適用されないところ、一側足場からの墜落・転落災害が発生していることを踏まえ、本足場を使用するために十分幅がある場所（幅が1メートル以上の場所）においては、本足場の使用を義務付けるもの。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りではない。

2 足場の点検を行う際、点検者を指名することを義務付け

足場（つり足場を含む。以下同じ。）からの墜落・転落災害が発生している事業場においては、安衛則で義務付けられている足場の点検が行われていない事例が散見されていることを踏まえ、事業者又は注文者による足場の点検が確実にされるようするため、点検者をあらかじめ指名することを義務付け。

3 足場の完成後等の足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加

事業者又は注文者が悪天候若しくは地震又は足場の組立て、変更等の後の足場の点検を行ったときに記録及び保存すべき事項（現行では当該点検の結果及び点検結果に基づいて補修等を行った場合にあっては、当該措置の内容）に、当該点検者の氏名を追加。

4 施行日等

公布日：令和5年3月14日

施行期日：1については令和6年4月1日、2及び3については令和5年10月1日

建築物石綿含有建材調査者について

- 令和5年10月から着工する建築物等の解体・改修工事の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者または日本アスベスト調査診断協会の登録者が行う必要があります。
- 資格を取得するためには、登録講習機関が実施する講習を受講し、修了する必要があります。
- 建築物等の解体・改修工事を行う事業者は、計画的に資格者等の育成を進めてください。



建築物石綿含有建材調査者講習実施機関 ※ 講習日程等については各講習機関へお問い合わせ下さい。

(一社)島根労働基準協会 松江市学園1丁目5-35 TEL0852-23-1730
建設業労働災害防止協会島根県支部 松江市西嫁島町1丁目3-17 TEL0852-21-9004
株式会社MSTC 松江市東出雲町意宇東3丁目2番地4 TEL0852-52-5703

◇ 高度安全機械等導入支援補助金のご案内

所定の建設機械に厚労省指定の安全装置を取り付けることで1機あたり最大で100万円の補助が受けられます。申請方法は建災防本部のホームページをご覧ください。



◇ 団体経由産業保健活動推進助成金のご案内

団体経由産業保健活動推進助成金は、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う助成金です。事業主団体等が傘下の中小企業等に対して、医師等による健康診断結果の意見聴取やストレスチェック後の職場環境改善支援等の産業保健サービスを提供するために産業医等と契約した場合、その活動費用の80%(上限100万円)を助成します。



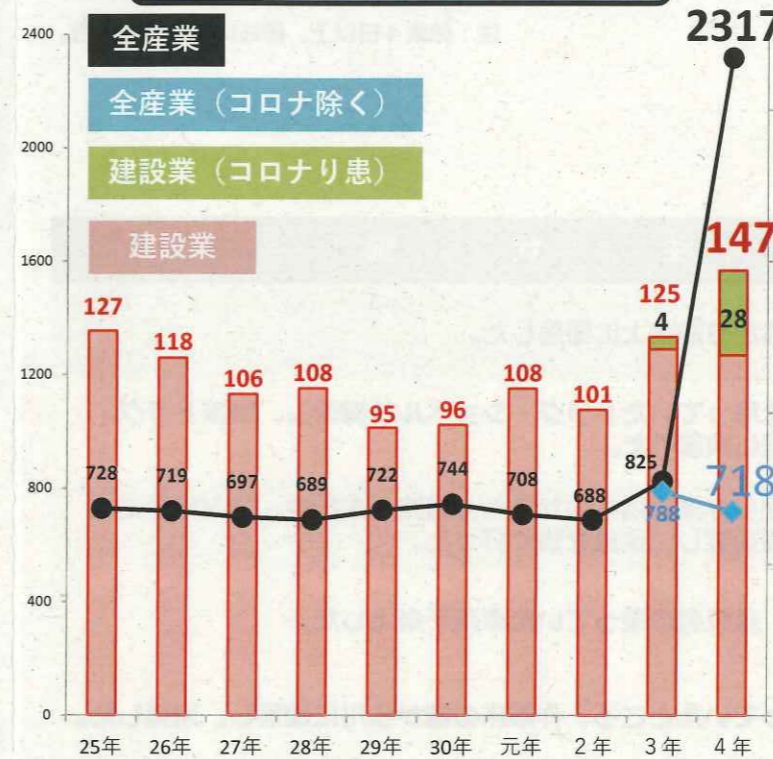
島根の

令和4年

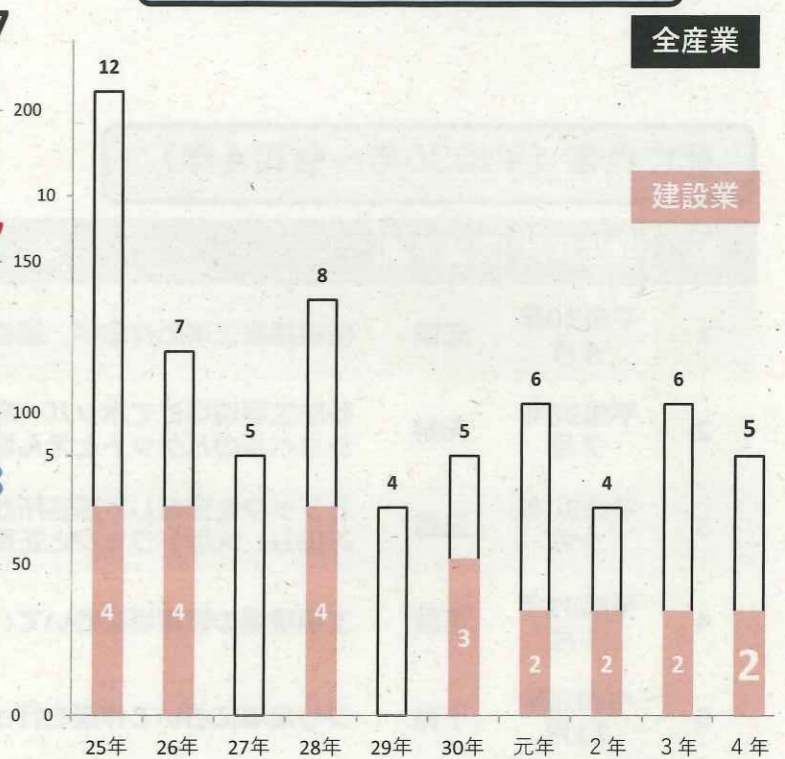
建設業の労働災害

島根県内における令和4年の建設業の労働災害発生状況は、休業4日以上 の被災者数が147人と、前年から22人(17.6%)増加し、うち死亡者数は前年と同数の2人となりました。

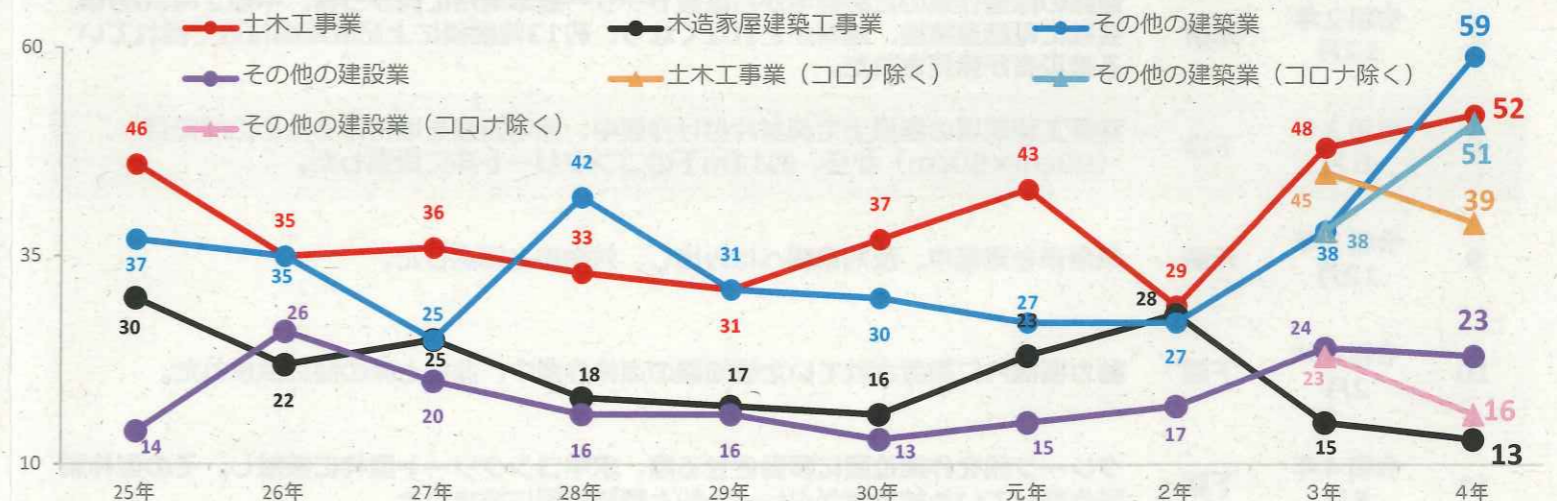
年別労働災害発生件数の推移



年別死亡災害発生件数の推移



年別業種別労働災害発生件数の推移



労働基準監督署別労働災害発生状況

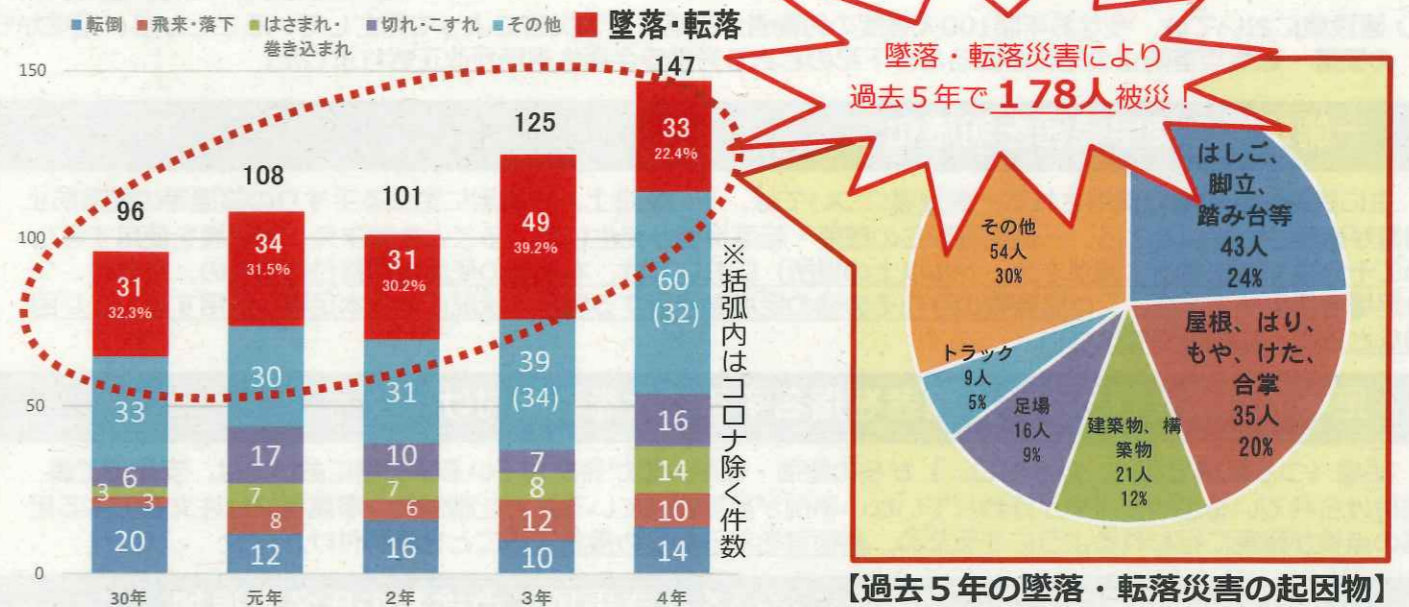
業種	全署計				松江署				出雲署				浜田署				益田署														
	3年		4年		3年		4年		3年		4年		3年		4年		3年		4年												
	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者											
全産業計(除鉱山法適用)	6,825	5,231	1492	180.8	2,330	2,897	567	0	25	27	2	297	891	594	0	112	258	146	286	271	185										
うち新型コロナを除く	6,788	5,718	▲70	▲8.9	2,302	2,295	▲7	0	25	24	▲1	291	891	▲39	0	112	201	▲11	283	70	▲13										
建設業	土木	1	48	1	52	4	8.3	10	16	6	1	1	0	16	16	0	13	12	▲1	9	8	▲1									
	木造建築	0	15	0	13	▲2	▲13.3	7	4	▲3			0	2	4	2	5	4	▲1	1	1	0									
	その他の建築	1	38	1	59	21	55.3	18	28	10	2	2	0	12	18	6	6	1	6	0	2	7	5								
	その他	0	24	0	23	▲1	▲4.2	6	9	3	1	▲1	13	10	▲3	3	2	▲1	2	2	2	0									
小計	2	125	2	147	22	17.6	0	41	57	16	0	4	0	3	▲1	1	43	0	48	5	0	27	24	▲3	1	14	0	18	4		
製造業	0	144	2	444	300	208.3	0	44	1	62	18	0	1	0	4	3	0	66	1	327	261	0	22	0	22	0	0	12	0	33	21
林業	0	34	0	22	▲12	▲35.3	0	11	0	7	▲4	0	4	0	2	▲2	0	12	0	5	▲7	0	6	0	4	▲2	0	5	0	6	1

注：休業4日以上、隠岐は松江署の内数。

死亡災害（平成30年～令和4年）

No.	発生年月	元請下請	発生状況
1	平成30年4月	元請	屋根補修工事の作業中、屋根から道路上に墜落した。
2	平成30年7月	元請	砂防工事現場にてホッパーを吊っていたドラグ・ショベルが横転し、当該ドラグ・ショベルのバケットとえん堤に挟まれた。
3	平成30年9月	元請	トラックを運転して事務所から作業現場へ向かうべく道路を走行中、対向車線にはみ出し、大型トラックと正面衝突し、全身を強く打った。
4	平成31年1月	下請	工事現場の駐車場において、被災者の乗っていた車両が炎上した。
5	令和元年11月	下請	つり足場において作業を行っていたところ、作業床の端から川に墜落し、溺死した。
6	令和2年8月	下請	同僚と2名で倉庫屋根上（鉄骨スレート葺）を覆っている木の枝の除去作業中、外部足場から倉庫屋根上に移動し歩いていたところ、屋根に取り付けていた明かり取り用波板を踏み抜き、約6m下のコンクリート床に墜落した。
7	令和2年12月	元請	道路の除雪作業のため自宅から除雪ドーザー駐車場所に向かう旨、午前2時30分頃会社に電話連絡後、連絡がとれなくなり、約13時間後に上記駐車場付近で倒れている被災者が発見された。
8	令和3年8月	下請	建築工事現場の屋根上で資材片付け作業中、照明設備を取付けるための開口部（90cm×90cm）から、約11m下のコンクリート床に墜落した。
9	令和3年12月	元請	乗用車を運転中、反対車線へはみ出し、対向車と衝突した。
10	令和4年2月	下請	動力機械内に設置されていた検知器の点検作業中、機械と床の間に挟まれた。
11	令和4年8月	下請	クレーン船を作業位置に移動させる際、水中コンクリート型枠に接触し、その型枠脱型作業していた被災者がクレーン船と型枠の間に挟まれた。

事故の型別発生状況

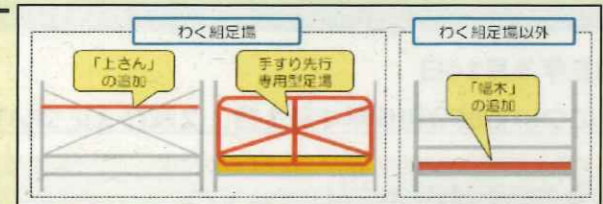


墜落・転落災害防止対策

建設現場で墜落・転落災害を防止するため、次の各種対策の実施及び確認をお願いします。

◇ 足場等からの墜落・転落災害防止

足場は労働安全衛生規則を遵守し設置するとともに、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づく「より安全な措置」等の措置を適切に実施してください。



◇ 墜落制止用器具の適切な使用

旧規格の胴ベルト型安全帯は、令和4年1月2日以降使用することができません。令和4年1月2日以降は、「墜落制止用器具の規格」に適合したものを使用しなければなりません。フルハーネス型墜落制止用器具の使用にあたっては、使用させる労働者に特別教育を実施するほか、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」に基づき適切な措置を講じてください。



— 規格不適合の墜落制止用器具の使用中止について —

墜落制止用器具の一部の製品について、構造規格を満たしていないものがあることが判明しました。構造規格を満たしていない墜落制止用器具の使用は中止してください。



◇ はしご・脚立からの墜落・転落災害防止

骨折等の重篤な災害が多数発生し、過去には死亡災害も発生しています。「はしご」・「脚立」を使用する場合は、作業前にチェックリストにより点検し、安全を確認してから作業を行ってください。

